

社会福祉法人 愛の鈴 経理規定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛の鈴（以下「当法人」という。）の経理の基準を定め、適切な経理事務を行い、支払資金の収支の状況、経営成績及び財政状態を適正に把握することを目的とする。

(経理事務の範囲)

第2条 この規程において経理事務とは、次の事項をいう。

- (1) 会計帳簿の記帳、整理及び保管に関する事項
- (2) 予算に関する事項
- (3) 金銭の出納に関する事項
- (4) 資産・負債の管理に関する事項
- (5) 財務及び有価証券の管理に関する事項
- (6) 棚卸資産の管理に関する事項
- (7) 固定資産の管理に関する事項
- (8) 引当金に関する事項
- (9) 決算に関する事項
- (10) 会計監査に関する事項
- (11) 契約に関する事項

(会計処理の基準)

第3条 会計処理の基準は、法令及び定款並びに本規程に定めるもののほか、社会福祉法人会計基準によるものとする。

(会計年度及び財務諸表)

第4条 当法人の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 毎会計年度終了後2か月以内に下記財務諸表及び第3項に定める附属明細書並びに財産目録を作成しなければならない。

- | | | |
|-----------------|-----------------|----------|
| 1) 資金収支計算書 | 2) 事業活動計算書 | 3) 貸借対照表 |
| 4) 事業区分資金収支内訳表 | 5) 事業区分事業活動内訳表 | |
| 6) 事業区分貸借対照表内訳表 | 7) 拠点区分資金収支計算書 | |
| 8) 拠点区分事業活動計算書 | 9) 拠点区分貸借対照表内訳表 | |

3 附属明細書として作成する書類は下記とする。

- 1) 基本財産及びその他の固定資産明細書
- 2) 引当金明細書
- 3) 拠点区分資金収支明細書
- 4) 拠点区分事業活動明細書
- 5) その他重要な事項に係る明細書

①法人全体で作成する明細書

- ・ 借入金明細書 ・ 寄付金収益明細書 ・ 補助金事業等収益明細書
- ・ 事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書
- ・ 事業区分間及び拠点区分間貸付金（借入金）残高明細書 ・ 基本金明細書
- ・ 国庫補助金等特別積立金明細書

②拠点区分で作成する明細書

- ・ 積立金明細書 ・ 積立資産明細書 ・ サービス区分間繰入金明細書
- ・ サービス区分間貸付金（借入金）残高明細書
- ・ 就労支援事業製造原価明細書

- 4 第2項に定める財務諸表及び第3項に定める附属明細書は、消費税等の税抜き金額により記載する。

（事業区分、拠点区分及びサービス区分）

第5条 事業区分は社会福祉事業とする。

- 2 拠点区分は予算管理の単位とする。一体として運営される施設、事業所又は事務所をもって1つの拠点区分とし、法人本部は独立した拠点区分とする。
- 3 事業活動の内容を明らかにするために、各拠点区分においてはサービス区分を設け収支計算を行わなければならない。
- 4 前項までの規定に基づき、当法人において設定する事業区分、拠点区分及びサービス区分は以下のとおりとする。

（1）社会福祉事業区分

①本部拠点区分

ア 法人本部

②町田おかしの家拠点区分

ア 就労継続支援B型 町田おかしの家

③ケアホーム愛の鈴拠点区分

ア ケアホーム愛の鈴

（共通収入支出の配分）

第6条 資金収支計算を行うに当たっては、事業区分、拠点区分又はサービス区分に共通する収入及び支出を、合理的な基準に基づいて配分するものとする。

- 2 事業活動計算を行うに当たっては、事業区分、拠点区分又はサービス区分に共通する収益及び費用を、合理的な基準に基づいて配分するものとする。

(会計責任者及び出納職員)

第7条 当法人の経理事務に関する責任者として、会計責任者を置く。

- 2 各サービス区分には、会計責任者に代わって一切の経理事務を行わせるため、出納職員を置く。ただし出納職員としての業務に支障がない限り、1人の出納職員が複数のサービス区分の出納職員を兼務することができる。
- 3 会計責任者及び出納職員は理事長が任命する。
- 4 会計責任者は、出納職員を監督しなければならない。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、会計責任者の上申に基づき、理事会の承認を得て行うものとする。

第2章 勘定科目及び帳簿

(記録及び計算)

第9条 当法人の会計は、その支払資金の収支状況、経営成績及び財政状態を明らかにするため、会計処理を行うにあたり、正規の簿記の原則に従って、整然、かつ、明瞭に記録し、計算しなければならない。

(勘定科目)

第10条 勘定科目は、別表1のとおりとする。

(会計帳簿)

第11条 会計帳簿は、次のとおりとする。

(1) 主要簿

- ア 仕訳日記帳
- イ 総勘定元帳

(2) 補助簿

- ア 現金出納帳
- イ 小口現金出納帳
- ウ 預金出納帳
- エ 有価証券台帳
- オ 未収金台帳
- カ 立替金台帳
- キ 前払金台帳
- ク 仮払金台帳
- ケ 固定資産管理台帳
- コ 未払金台帳

- サ 預り金台帳
- シ 前受金台帳
- ス 仮受金台帳
- セ 借入金台帳
- ソ 基本金台帳
- タ 寄附金台帳

(3) その他の帳簿

- ア 会計伝票
- イ 予算実績管理表

- 2 前項に定める会計帳簿は拠点区分ごとに作成し、備え置くものとする。
- 3 各勘定科目の内容又は残高の内訳を明らかにする必要がある勘定科目については、補助簿を備えなければならない。
- 4 会計責任者は、補助簿の記録が総勘定元帳の記録と一致していることを適宜確認し、主要簿及び補助簿の正確な記録の維持に努めなければならない。

(会計伝票)

第 12 条 すべての会計処理は、会計伝票により処理しなければならない。

- 2 会計伝票は、証憑に基づいて作成し、証憑は会計記録との関係を明らかにして整理保存するものとする。
- 3 会計伝票には、勘定科目、取引年月日、数量、金額、相手方及び取引内容を記載し、会計責任者の承認印又は承認のサインを受けなければならない。

(会計帳簿の保存期間)

第 13 条 会計に関する書類の保存期間は次のとおりとする。

- (1) 第 4 条第 2 項に規定する財務諸表及び附属明細書並びに財産目録 永久
- (2) 第 11 条第 1 項(1)、(2)及び(3)に規定する主要簿、補助簿及びその他の帳簿 10 年
- (3) 証憑書類 10 年

- 2 前項の保存期間は、財務諸表を作成した時から起算するものとする。
- 3 第 1 項(2)及び(3)の書類を処分する場合には、事前に会計責任者の承認を得ることとする。

第 3 章 予 算

(予算基準)

第 14 条 当法人は、毎会計年度、事業計画に基づき資金収支予算を作成する。

- 2 予算はサービス区分ごとに編成し、収入支出の予算額は勘定科目ごとに設定する。

(予算の事前作成)

第 15 条 前条の予算は、事業計画に基づき毎会計年度開始前に理事長が編成し、理事会の

承認を得て確定する。

(予算管理責任者)

- 第16条 予算の編成並びに予算の執行及び管理について理事長を補佐するため、理事長は、予算管理の単位ごとに予算管理責任者を任命する。
- 2 当法人の予算管理責任者は会計責任者とする。

(勘定科目間の流用)

- 第17条 予算管理責任者は、予算の執行上必要があると認めた場合には、理事長の承認を得て、サービス区分内における中区分の勘定科目相互間において予算を流用することができる。

(予備費の計上)

- 第18条 予測しがたい支出予算の不足を補うため、理事会の承認を得て支出予算に相当額の予備費を計上することができる。

(予備費の使用)

- 第19条 予備費を使用する場合は、予算管理責任者は事前に理事長にその理由と金額を記載した文書を提示し、承認を得なければならない。
- 2 予備費を使用した場合は、理事長はその理由と金額を理事会に報告しなければならない。

(補正予算)

- 第20条 予算執行中に、予算に変更事由が生じた場合には、理事長は補正予算を作成して理事会に提出し、その承認を得なければならない。

第4章 出 納

(金銭の範囲)

- 第21条 この規程において、金銭とは現金、預金、貯金をいう。
- 2 現金とは、通貨、小切手、紙幣、郵便為替証書、郵便振替貯金払出証書、官公庁の支払通知書等をいう。

(収入の手続)

- 第22条 金銭の収納に際しては、出納職員は、所定の用紙に所定の印を押した領収書を発行するものとする。
- 2 銀行、郵便局等の金融機関への振込の方法により入金が行われた場合で、前項に規定する領収書の発行の要求がない場合には、領収書の発行を省略することができる。

(収納した金銭の保管)

第 23 条 日々入金した金銭は、これを直接支出に充てることなく、収入後 5 日以内に金融機関に預け入れなければならない。

(寄附金品の受入手続)

第 24 条 寄附金品を受け入れた場合には、会計責任者は、寄附者が作成した寄附申込書に基づき、寄附者、寄附金額及び寄附の目的を明らかにして理事長又は理事長から権限移譲を受けた者の承認を受けなければならない。

(支出の手続)

第 25 条 金銭の支払いは、受領する権利を有する者からの請求書、その他取引を証する書類に基づいて行う。

- 2 金銭の支払いを行う場合には、会計責任者の承認を得て行わなければならない。
- 3 金銭の支払いについては、受領する権利を有する者の署名又は記名捺印のある領収書を受け取らなければならない。
- 4 銀行、郵便局等の金融機関からの振込の方法により支払いを行った場合で、領収書の入手を必要としないと認められるときは、前項の規定にかかわらず、振込を証する書類によって前項の領収書に代えることができる。

(支払期日)

第 26 条 毎月末日までに発生した債務の支払いは、小口払い及び随時支払うことが必要なものを除き、翌月すみやかに行うものとする。

(小口現金)

第 27 条 小口の支払いは、定額資金前渡制度による資金（以下「小口現金」という。）をもって行う。

- 2 小口現金を設ける場合には、会計責任者が、その必要性を文書により説明したうえで、理事長の承認を得なければならない。
- 3 小口現金の限度額は、拠点区分ごととし、以下の様にする。
 - (1) 本部拠点区分 5 万円
 - (2) 町田おかしの家拠点区分 10 万円
 - (3) ケアホーム愛の鈴拠点区分 24 万円
- 4 小口現金は、毎月末日及び不足の都度精算を行い、精算時に主要簿への記帳を行う。

(概算払)

第 28 条 性質上、概算をもって支払いの必要がある経費については、第 25 条第 1 項の

規定にかかわらず概算払いを行うことができる。

2 概算払いをすることができる経費は、次に掲げるものとする。

(1)旅費

(2)その他会計責任者が特に必要と認めた経費

(残高の確認)

第 29 条 出納職員は、現金について、毎日の現金出納終了後、その残高と帳簿残高を照合し、会計責任者に報告しなければならない。

2 出納職員は、預貯金について、毎月末日、取引金融機関の残高と帳簿残高とを照合し、差額がある場合には会計責任者に報告しなければならない。

3 前二項の規定により報告を受けた会計責任者はその事実の内容を確認しなければならない。

(金銭過不足)

第 30 条 現金に過不足が生じたとき、出納職員は、すみやかに原因を調査したうえ、遅滞なく会計責任者に報告し、必要な指示を受けるものとする。

2 前項の規定により報告を受けた会計責任者はその事実の内容を確認しなければならない。

(月次報告)

第 31 条 会計責任者は、毎月末日における各拠点区分ごとに月次試算表を作成し、さらに、各事業区分合計及び法人全体の月次試算表を作成し、翌月 10 日までに理事長に提出しなければならない。

2 会計責任者が複数の拠点区分の会計責任者を兼務している場合には、兼務している拠点区分を統合した月次試算表を作成することができる。ただし、その場合においても、各拠点区分ごとの資金収支及び事業活動の内訳を明らかにして作成しなければならない。

第 5 章 資産・負債の管理

(資産評価の一般原則)

第 32 条 資産の貸借対照表価額は、別に定める場合を除き、原則として、当該資産の取得価額による。

2 資産の時価が、帳簿価額から 50%を超えて下落している場合には、時価が回復する見込みがあると認められる場合を除き、会計年度末における時価をもって評価するものとする。

3 通常要する価額と比較して著しく低い価額で取得した資産又は贈与された資産の評価は、取得又は贈与の時ににおける当該資産の取得のために通常要する価額をもって行う。

- 4 交換により取得した資産の評価は、交換に対して提供した資産の帳簿価額をもって行う。

(債権債務の残高確認)

- 第 33 条 会計責任者は、毎月末日における債権及び債務の残高の内訳を調査し、必要がある場合には、取引の相手先に対し、残高の確認を行わなければならない。
- 2 前項の調査の結果、相手先の残高との間に原因不明の差額があることが判明した場合には、遅滞なく理事長に報告し、措置に関する指示を受けなければならない。

(債権の回収・債務の支払い)

- 第 34 条 会計責任者は、毎月、期限どおりの回収又は支払いが行われていることを確認し、期限どおりに履行されていないものがある場合には、遅滞なく理事長に報告し、適切な措置をとらなければならない。

(債権の免除等)

- 第 35 条 当法人の債権は、その全部もしくは一部を免除し、又はその契約条件を変更することはできない。ただし、理事長が当法人に有利であると認めるとき、その他やむを得ない特別の理由があると認めたときはこの限りでない。

第 6 章 財務及び有価証券の管理

(資金の借入)

- 第 36 条 長期の資金を借り入れる（返済期限が 1 年を超える資金の借り入れをいう。）場合には、会計責任者は、その理由及び返済計画に関する文書を作成し、理事長の承認を得なければならない。
- 2 短期の資金を借り入れる（長期の資金の借り入れ以外の借り入れをいう。）場合には、会計責任者は、文書をもって理事長の承認を得なければならない。

(資金の積立て)

- 第 37 条 将来の特定の目的のために積立金を積み立てた場合には、同額の積立資産を積み立てなければならない。この場合において、積立資産には、積立金との関係が明確にわかる名称を付さなければならない。また、積立金に対応する積立資産を取崩す場合には、当該積立金を同額取崩さなければならない。
- 2 資金管理上の理由から積立資産の積み立てが必要とされる場合には、前項の規定にかかわらず、積立資産の積み立てを行うことができる。ただし、この場合において、積立資産には積み立ての目的を明示した名称を付すとともに、理事会の承認を得なければならない。
 - 3 積立資産を専用の預金口座で管理する場合には、決算理事会終了後 2 か月以内に資金

移動を行わなければならない。

(資金の運用等)

- 第 38 条 資産のうち小口現金を除く資金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託して、又は確実な有価証券に換えて保管するものとする。
- 2 余裕資金の運用及び特定の目的のために行う資金の積み立てを有価証券により行う場合には、資金運用規程の基本原則に従って行わなければならない。(注 16)
 - 3 会計責任者は、毎月末日に資金(有価証券及び積立資産を含む)の残高の实在を確かめ、その内容を理事長に報告しなければならない。

(金融機関との取引)

- 第 39 条 金融機関と取引を開始又は解約する場合には、会計責任者は理事長の承認を得て行わなければならない。
- 2 金融機関との取引は、理事長名をもって行う。
 - 3 金融機関との取引に使用する印鑑は、理事長が責任をもって保管するものとする。
 - 4 理事長は、実務上必要と判断した場合には、前項の規定にかかわらず、金融機関との取引に使用する印鑑の保管責任者として、次の業務を担当しない会計責任者、施設長等を指名して、印鑑の保管を命ずることができる。
 - (1) 現金預貯金(小口現金を含む)の出納記帳
 - (2) 預貯金の通帳及び証書の保管管理
 - (3) 現金(小口現金を含む)の保管管理
 - 5 前項の場合において、理事長は、定期的に保管責任者から独立した理事又は職員に印鑑の保管及び使用の状況の調査を指示し、その報告を受けなければならない。

(有価証券の取得価額及び評価)

- 第 40 条 有価証券の取得価額は、購入代価に手数料等の付随費用を加算したものとする。
- 2 有価証券は、総平均法に基づく原価法により評価する。
 - 3 有価証券のうち、満期保有目的以外の債券で、市場価格のあるものについては、前項の規定にかかわらず、会計年度末における時価をもって評価する。
 - 4 満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、当該債券は、会計年度末において、償却原価法により評価する。ただし、その差額の重要性が乏しいと認められる場合には、償却原価法によらないことができる。

(有価証券の管理)

- 第 41 条 会計責任者は、9 月末日、3 月末日及び必要と思われるときに、有価証券の時価と帳簿価額の比較表を作成し、理事長に報告しなければならない。

- 2 第 38 条及び第 39 条の規定は、有価証券の管理及び証券会社との取引に準用する。この場合において、資金を有価証券と読み替え、また、金融機関を証券会社と読み替える。

第 7 章 棚卸資産の管理

(棚卸資産の範囲)

第 42 条 この規程において、棚卸資産とは、下記のことをいう。

- ア 商品
- イ 製品
- ウ 仕掛品
- エ 原材料
- オ 貯蔵品
- カ 医薬品
- キ 診療・療養費等材料
- ク 給食用材料

(棚卸資産の取得価額及び評価)

第 43 条 棚卸資産の取得価額は次による。

- (1) 製品又は仕掛品以外の棚卸資産については、購入代価に購入直接費(引取運賃・荷役費・運送保険料・購入手数料・その他の引取費用)を加算した額。
 - (2) 製品又は仕掛品の取得価額は、一般に公正妥当と認められた原価計算の基準に基づいた方法によって算定する。
- 2 棚卸資産は、総平均法に基づく原価法により評価する。
 - 3 棚卸資産の時価が取得価額よりも下落した場合には、時価をもって評価するものとする。

(棚卸資産の管理)

第 44 条 棚卸資産については、その品目ごとに受払帳を備え、異動及び残高を把握しなければならない。

- 2 会計責任者は、毎会計年度末において棚卸資産の实地棚卸を行い、正確な残高数量を確かめなければならない。
- 3 棚卸資産のうち、毎会計年度一定量を購入し、経常的に消費するもので常時保有する数量が明らかに 1 年間の消費量を下回るものについては、販売目的で所有する棚卸資産を除き、第 1 項の規定にかかわらず、受払帳を設けずに購入時に消費したものとして処理することができる。

第8章 固定資産の管理

(固定資産の範囲)

第45条 この規程において、固定資産とは取得日後1年を超えて使用又は保有する有形固定資産及び無形固定資産（土地、建設仮勘定及び権利を含む。）並びに経常的な取引以外の取引によって発生した貸付金等の債権のうち回収期間が1年を超える債権、特定の目的のために積み立てた積立資産、長期保有を目的とする預貯金及び投資有価証券をいう。

2 前項の固定資産は、基本財産とその他の固定資産に分類するものとする。

(1) 基本財産

- ア 土地
- イ 建物
- ウ 定期預金
- エ 投資有価証券

(2) その他の固定資産

- ア 土地
- イ 建物
- ウ 構築物
- エ 機械及び装置
- オ 車輛運搬具
- カ 器具及び備品
- キ 建設仮勘定
- ク 有形リース資産
- ケ 権利
- コ ソフトウェア
- サ 無形リース資産
- シ 投資有価証券
- ス 長期貸付金
- セ 退職給付引当資産
- ソ 長期預り金積立資産
- タ 建物修繕積立資産
- チ 車輛運搬具修繕積立資産
- ツ 構築物修繕積立資産
- テ 器具及び備品修繕積立資産
- ト 差入保証金
- ナ 長期前払費用
- ニ その他の固定資産

3 1年を超えて使用する有形固定資産又は無形固定資産であっても、1個もしくは1組の

金額が10万円未満の資産は、第1項の規定にかかわらず、これを固定資産に含めないものとする。

(固定資産の取得価額及び評価)

第46条 固定資産の取得価額は次による。

- (1) 購入した資産は、購入代価に購入のために直接要した付随費用を加算した額。
- (2) 製作又は建設したものは、直接原価に、製作又は建設のために直接要した付随費用を加算した額。
- 2 固定資産の貸借対照表価額は、当該固定資産の取得価額から、第53条の規定に基づいて計算された減価償却費の累計額を控除した額とする。
- 3 固定資産の時価が帳簿価額から、50%を超えて下落している場合には、時価が回復する見込みがあると認められる場合を除き、会計年度末における時価をもって評価するものとする。

(リース会計)

第47条 ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととする。また、利息相当額の各期への配分方法は利息法とする。ただし、リース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下又はリース期間が1年以内のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。

- 2 リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合には、利息相当額の各期への配分方法は、前項の規定にかかわらず、定額法によることができる。
- 3 前項に定める、リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合とは、未経過リース料の期末残高（賃貸借処理に係る方法に準じて会計処理を行うこととしたもののリース料、第1項又は第2項に定める利息相当額を除く。）が、当該期末残高、有形固定資産及び無形固定資産の期末残高の法人全体の合計額に占める割合が10%未満である場合とする。
- 4 オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととする。

(建設仮勘定)

第48条 建設途中のため取得価額又は勘定科目等が確定しないものについては、建設仮勘定をもって処理し、取得価額及び勘定科目等が確定した都度当該固定資産に振り替えるものとする。

(改良と修繕)

第49条 固定資産の性能の向上、改良、又は耐用年数を延長するために要した支出は、

これをその固定資産の価額に加算するものとする。

- 2 固定資産の本来の機能を回復するために要した金額は、修繕費とする。

(現物管理)

第 50 条 固定資産の現物管理を行うために、理事長は固定資産管理責任者を任命する。

- 2 固定資産管理責任者は、固定資産の現物管理を行うため、固定資産管理台帳を備え、固定資産の保全状況及び異動について所要の記録を行い、固定資産を管理しなければならない。

(取得・処分の制限等)

第 51 条 基本財産である固定資産の増加又は減少（第 53 条に規定する減価償却等に伴う評価の減少を除く）については、事前に理事会の承認を得なければならない。

- 2 基本財産以外の固定資産の増加又は減少については、事前に理事長の承認を得なければならない。ただし、法人運営に重大な影響があるものは理事会の承認を得なければならない。
- 3 固定資産は、適正な対価なくしてこれを貸し付け、譲り渡し、交換し、又は他に使用させてはならない。ただし、理事長が特に必要があると認めた場合はこの限りでない。

(現在高報告)

第 52 条 固定資産管理責任者は、毎会計年度末現在における固定資産の保管現在高及び使用中のものについて、使用状況を調査、確認し固定資産現在高報告書を作成し、これを会計責任者に提出しなければならない。

- 2 会計責任者は、前項の固定資産現在高報告書と固定資産管理台帳を照合し、必要な記録の修正を行うとともに、その結果を理事長に報告しなければならない。

(減価償却)

第 53 条 固定資産のうち、時の経過又は使用によりその価値が減少するもの(以下「減価償却資産」という。)については定額法による減価償却を実施する。

- 2 減価償却資産の残存価額はゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額（1 円）を控除した金額に達するまで償却するものとする。ただし、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した有形固定資産については、残存価額を取得価額の 10%として償却を行い、耐用年数到来後も使用する場合には、備忘価額（1 円）まで償却するものとする。
- 3 ソフトウェア等の無形固定資産については、残存価額をゼロとし、定額法による減価償却を実施する。
- 4 減価償却資産の耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号）によるものとする。

- 5 減価償却資産は、その取得価額から減価償却累計額を直接控除した価額をもって貸借対照表に計上し、減価償却累計額を注記するものとする。

第9章 引当金

(退職給付引当金)

- 第54条 職員に対して将来支給する退職金のうち、当該会計年度までに負担すべき額を見積り、退職給付引当金に計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合にはこれを計上しないことができる。

(賞与引当金)

- 第55条 職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

(徴収不能引当金)

- 第56条 金銭債権のうち、徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

- 2 徴収不能引当金として計上する額は、次の(1)と(2)の合計額による。

- (1) 毎会計年度末において徴収することが不可能と判断される債権の金額
- (2) 上記(1)以外の債権の総額に、過去の徴収不能額の発生割合を乗じた金額。

- 3 前項に規定する徴収不能引当金の金額は、これを該当する金銭債権の金額から直接控除し、当該徴収不能引当金の金額を注記する。

第10章 決算

(決算整理事項)

- 第57条 年度決算においては、次の事項について計算を行うものとする。

- (1) 資産が実在し、評価が正しく行われていることの確認
- (2) 会計年度末までに発生したすべての負債が計上されていることの確認
- (3) 上記(1)及び(2)に基づく未収金、前払金、未払金、前受金及び貯蔵品の計上
- (4) 減価償却費の計上
- (5) 引当金の計上及び戻入れ
- (6) 基本金の組入れ及び取崩し
- (7) 国庫補助金等特別積立金の積立て及び取崩し
- (8) その他の積立金の積立て及び取崩し
- (9) 事業区分間、拠点区分間及びサービス区分間における貸付金と借入金の相殺、繰入金収入と繰入金支出の相殺

(10) 注記情報の記載

(税効果会計)

第 58 条 法人税、法人住民税及び事業税については、税効果会計を適用する。ただし、税額の重要性が乏しいと認められる場合には、これを適用しない。

(内部取引)

第 59 条 財務諸表及び附属明細書の作成に関して、事業区分間、拠点区分間、サービス区分間における内部取引は、相殺消去するものとする。

(注記事項)

第 60 条 財務諸表には、次の注記事項を記載しなければならない。

- (1) 継続事業の前提に関する注記
 - (2) 資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却方法、引当金の計上基準等財務諸表の作成に関する重要な会計方針
 - (3) 重要な会計方針を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額
 - (4) 法人で採用する退職給付制度
 - (5) 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分
 - (6) 基本財産の増減の内容及び金額
 - (7) 基準第 3 章第 4(4)及び(6)の規定により、基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩しを行った場合には、その旨、その理由及び金額
 - (8) 担保に供している資産
 - (9) 固定資産について減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
 - (10) 債権について徴収不能引当金を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該債権の金額、徴収不能引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高
 - (11) 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
 - (12) 関連当事者との取引の内容
 - (13) 重要な偶発債務
 - (14) 重要な後発事象
 - (15) その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
- 2 財務諸表の注記は、法人全体で記載するものと拠点区分別に記載するものの 2 種類とし、拠点区分の注記においては、上記(1)(12)(13)を省略することができる。

(財務諸表の作成及び確定)

第 61 条 会計責任者は、各拠点区分の決算数値に基づき、第 4 条第 2 項に規定する財務諸

表及び第3項に規定する附属明細書並びに財産目録案を作成し、理事長に提出する。

- 2 理事長は前項の書類を点検し、監事の監査を受けた後、監査報告書を添えて理事会に提出する。
- 3 財務諸表及び附属明細書並びに財産目録は、理事会の承認を得て確定する。

(財務諸表の開示)

第62条 理事長は、前条の承認を受けた財務諸表及び財産目録並びに事業報告書を広報誌等により開示するものとする。

第11章 会計監査

(内部監査)

第63条 理事長は、必要があると認められる場合には、法人内の会計業務が関係法令及びこの経理規程の定めに従い、重大な誤謬発生の危険がなく効率的に行われていることを確かめるため、内部監査人を選任し監査させるものとする。

- 2 理事長は、前項の監査の結果の報告を受けるとともに、関係部署に改善を指示する。
- 3 監査報告に記載された事項に関する改善状況は、後の内部監査において、追跡調査するものとする。
- 4 理事長は、状況に応じ、必要があると認めた場合には、理事会の承認を得て、第1項に定める内部監査を外部の会計専門家に依頼することができる。

(外部監査)

第64条 理事長は、法人の会計の健全性及び透明性を高めるため、理事会の承認を得て、外部の会計専門家に対し、独立した第三者の立場からの監査を依頼することができる。

- 2 理事長は、前項の監査の結果を理事会及び評議員会に報告しなければならない。

第12章 契約

(契約機関)

第65条 契約は、理事長又はその委任を受けた者（以下「契約担当者」という。）でなければこれをすることができない。

(一般競争契約)

第66条 契約担当者は、売買、賃貸借、請負その他の契約をする場合には、あらかじめ、契約しようとする事項の予定価格を定め、競争入札に付する事項、競争執行の場所及び日時、入札保証金に関する事項、競争に参加する者に必要な資格に関する事項並びに、契約事項を示す場所等を公告して申込みをさせることにより

一般競争に付さなければならない。

(指名競争契約)

第 67 条 合理的な理由から前条の一般競争に付する必要がない場合及び適当でないと認められる場合においては、指名競争に付することができる。なお、指名競争入札によることができる合理的な理由とは、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 契約の性質又は目的が一般競争に適さない場合
- (2) 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である場合
- (3) 一般競争入札に付することが不利と認められる場合

2 前項の規定にかかわらず、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(平成 7 年政令第 372 号) 第 3 条第 1 項に規定する総務大臣が定める区分により、総務大臣が定める額以上の契約については、一般競争に付さなければならない。

(随意契約)

第 68 条 合理的な理由により、競争入札に付することが適当でないと認められる場合においては、随意契約によるものとする。なお、随意契約によることができる合理的な理由とは、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 売買、賃貸借、請負その他の契約でその予定価格が下表に掲げられた契約の種類に応じ定められた額を超えない場合
- (2) 契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合
- (3) 緊急の必要により競争入札に付することができない場合
- (4) 競争入札に付することが不利と認められる場合
- (5) 時価に比して有利な価格等で契約を締結することができる見込みのある場合
- (6) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいない場合
- (7) 落札者が契約を締結しない場合

2 前項(6)の規定により随意契約による場合は、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することはできない。

3 第 1 項(7)の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することはできない。

契約の種類	金額
1 工事又は製造の請負	2 5 0 万円
2 食料品・物品等の買入れ	1 6 0 万円
3 前各号に掲げるもの以外	1 0 0 万円

(契約書の作成)

第 69 条 契約担当者は、競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、契約書を作成するものとし、その契約書には契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

(1) 契約履行の場所

(2) 契約代金の支払い又は受領の時期及び方法

(3) 監査及び検査

(4) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金

(5) 危険負担

(6) かし担保責任

(7) 契約に関する紛争の解決方法

(8) その他必要な事項

2 前項の規定により契約書を作成する場合においては、契約担当者は契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければならない。

(契約書の作成を省略することができる場合)

第 70 条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、契約書の作成を省略することができる。

(1) 指名競争又は随意契約で契約金額が 100 万円を超えない契約をするとき

(2) せり売りに付するとき

(3) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき

(4) (1)及び(3)に規定する場合のほか、随意契約による場合において理事長が契約書を作成する必要がないと認めるとき

2 第 1 項の規定により契約書の作成を省略する場合においても、特に軽微な契約を除き、契約の適正な履行を確保するため、請書その他これに準ずる書面を徴するものとする。

(定期的な契約内容の見直し)

第 71 条 物品等の購入について取引基本契約に基づき継続的な取引を行っている場合、定期的に契約内容の見直しを行うものとする。

附 則 1 この規程を実施するため必要な事項については、細則で定める。

2 施設利用者からの預り金については、別途定める利用者預り金管理規程による。

3 資金の運用に関する具体的な定めは別途定める資金運用規程による。

4 この規程は、平成 25 年 3 月 11 日から実施する。

- 5 この規程は、平成27年10月19日から施行する。
- 6 この規程は、平成30年 5月14日から施行する。

科目一覧 (詳細: 名称)

別表 1

属性	コード	使用	科目名称上部	科目名称下部	フリガナ	略称	拡張方法	拡張名称	見出括弧
大科目	0100	○	流動資産		リュウドウサン	流動資産	設定なし		
中科目	0101	○	現金預金		ケンキンヨケン	現金預金	設定なし		
小科目	0110	○	現金		ケンキン	現金	設定なし		
中科目	0115	○	小口現金		コウチケン	小口現金	設定なし		
小科目	0120	○	預金		ヨケン	預金	設定なし		
補助	0120-001	○	みずほ銀行町田	(MO 就労会計)	ミズホマチダジョウケン	みずほ銀行町田	設定なし		
補助	0120-002	○	みずほ銀行町田	(MO 施設会計)	ミズホマチダシセツ	みずほ銀行町田	設定なし		
補助	0120-003	○	みずほ銀行町田	(本部会計)	ミズホマチダホブ	みずほ銀行町田	設定なし		
補助	0120-004	○	みずほ銀行町田	(CH グループ)	ミズホマチダホブ	みずほ銀行町田	設定なし		
補助	0120-005	○	みずほ銀行町田	(CH 利用者)	ミズホマチダホブ	みずほ銀行町田	設定なし		
補助	0120-006	○	みずほ銀行町田	(CH 税金・雇月)	ミズホマチダホブ	みずほ銀行町田	設定なし		
小科目	0122	○	みずほ銀行町田	(本部 定期預金)	ミズホマチダテキ	みずほ銀行町田	設定なし		
小科目	0125	○	郵便貯金総合通帳	(MO 税金・雇月)	ユウビンチョウキンソウゴウツウ	郵便貯金総合通帳	設定なし		
中科目	0130	○	有価証券		コウバシヨウケン	有価証券	設定なし		
中科目	0140	○	事業未収金		ジギョウシヨウケン	事業未収金	設定なし		
中科目	0150	○	未収金		シヨウケン	未収金	設定なし		
中科目	0160	○	未収補助金		シヨウホトゴケン	未収補助金	設定なし		
中科目	0170	○	未収収益		シヨウシユウエキ	未収収益	設定なし		
中科目	0180	○	受取手形		ウケトリテガタ	受取手形	設定なし		
中科目	0190	○	貯蔵品		チヨウザヒン	貯蔵品	設定なし		
中科目	0200	○	医薬品		イヤクヒン	医薬品	設定なし		
中科目	0210	○	診療・療養費等	材料	シヨウリョウウオウカドトウ	診療・療養費等	設定なし		
中科目	0220	○	給食用材料		キョウシヨクヨウサマイリョウ	給食用材料	設定なし		
中科目	0230	○	商品・製品		シヨウヒンセ化ヒン	商品・製品	設定なし		
中科目	0240	○	仕掛品		シカリヒン	仕掛品	設定なし		
中科目	0250	○	原材料		ケンサマイリョウ	原材料	設定なし		
中科目	0260	○	立替金		タテカキ	立替金	設定なし		
中科目	0270	○	前払金		マエバライケン	前払金	設定なし		
中科目	0280	○	前払費用		マエバライヒョウ	前払費用	設定なし		
中科目	0290	○	1年以内回収予定	長期貸付金	イチネンイナイコウシヨウヨク	1年以内回収予定	設定なし		
中科目	0300	○	1年以内回収予定	事業区分間貸付金	イチネンイナイコウシヨウヨク	1年以内回収予定	設定なし		
中科目	0310	○	1年以内回収予定	拠点区分間貸付金	イチネンイナイコウシヨウヨク	1年以内回収予定	設定なし		
中科目	0315	○	1年以内回収予定	サービス区分間貸付金	イチネンイナイコウシヨウヨク	1年以内回収予定	設定なし		
中科目	0320	○	短期貸付金		タンキョウケン	短期貸付金	設定なし		
中科目	0330	○	事業区分間貸付金		ジギョウクワブソカンシツク	事業区分間貸付金	設定なし		
中科目	0340	○	拠点区分間貸付金		キョウチクワブソカンシツク	拠点区分間貸付金	設定なし		

科目一覧 (詳細：名称)

属性	コード	使用	科目名称上部	科目名称下部	フリガナ	略称	拡張方法	拡張名称	見出括弧
中科目	0345	○	サービスクラス区分間	貸付金	サービスクラブリヤン	サービスクラス区分間	設定なし		
中科目	0350	○	仮払金		カリバライキン	仮払金	設定なし		
中科目	0360	○	その他の流動資産		ソノタカリユウトウラン	その他の流動資産	設定なし		
中科目	0370	○	徴収不能引当金		チョウシュウエツフナヒキアキ	徴収不能引当金	設定なし		
大科目	1000	○	固定資産		コトイナシ	固定資産	設定なし		
中科目	1100	○	基本財産		キホンサシヤン	基本財産	設定なし		
小科目	1110	○	土地		トチ	土地	名前の前	(基本財産)	
小科目	1120	○	建物		タチモノ	建物	名前の前	(基本財産)	
小科目	1130	○	定期預金		テイキヨキ	定期預金	設定なし		
小科目	1140	○	投資有価証券		トウコウカシヨウケン	投資有価証券	設定なし		
中科目	1200	○	その他の固定資産		ソノタカコトイナシ	その他の固定資産	設定なし		
小科目	1210	○	土地		トチ	土地	設定なし		
小科目	1220	○	建物		タチモノ	建物	設定なし		
小科目	1230	○	構築物		コウカフツ	構築物	設定なし		
小科目	1240	○	機械及び装置		キカキヨビソウチ	機械及び装置	設定なし		
小科目	1250	○	車輜運搬具		クルマヨウバンソウ	車輜運搬具	設定なし		
小科目	1260	○	器具及び備品		キョウオビビヒン	器具及び備品	設定なし		
小科目	1270	○	建設仮勘定		ケンセツカカリソウ	建設仮勘定	設定なし		
小科目	1280	○	有形リース資産		コウケリースシヤン	有形リース資産	設定なし		
小科目	1290	○	権利		カクリ	権利	設定なし		
小科目	1300	○	ソフトウェア		ソフトウェア	ソフトウェア	設定なし		
小科目	1310	○	無形リース資産		ムケイリースシヤン	無形リース資産	設定なし		
小科目	1320	○	投資有価証券		トウコウカシヨウケン	投資有価証券	設定なし		
小科目	1330	○	長期貸付金		チヨウキカシツケキ	長期貸付金	設定なし		
小科目	1340	○	事業区分間長期	貸付金	ジギョウクブシヤンチヨウキ	事業区分間長期	設定なし		
小科目	1350	○	拠点区分間長期	貸付金	キョウテウクブシヤンチヨウキ	拠点区分間長期	設定なし		
小科目	1355	○	サービスクラス区分間	長期貸付金	サービスクラブリヤン	サービスクラス区分間	設定なし		
小科目	1360	○	退職給付引当資産	資産	タイシヨウキョウフヒキアキシヤン	退職給付引当資産	設定なし		
小科目	1370	○	長期預り金積立		チヨウキズカリケンツミタチ	長期預り金積立	設定なし		
小科目	1380	○	人件費積立資産		ジンネヒツミツタシヤン	人件費積立資産	設定なし		
小科目	1381	○	修繕積立資産		シュセウツミツタシヤン	修繕積立資産	設定なし		
小科目	1382	○	備品等購入	積立資産	ヒンモノコウニョクツミタチ	備品購入積立資産	設定なし		
小科目	1383	○	施設整備等	積立資産	シヤセセトウツツミタシヤン	施設整備積立資産	設定なし		
小科目	1384	○	減価償却積立資産		ゲンジョウキョウカクミタシヤン	減価償却積立資産	設定なし		
小科目	1385	○	保育所・施設設備	整備積立資産	セホセセトウツツミタシヤン	設備整備積立資産	設定なし		
小科目	1386	○	管理費積立資産		カンリヒツミツタシヤン	管理費積立資産	設定なし		

科目一覧 (詳細: 名称)

属性	コード	使用	科目名称上部	科目名称下部	7桁ナ	略称	拡張方法	拡張名称	見出括弧
小科目	1387	○	工賃変動積立資産		コチンバンドノカミナテシヤン	工賃変動積立資産	設定なし		
小科目	1388	○	設備等整備		セツビセ化ノミナテシヤン	設備整備積立資産	設定なし		
小科目	1389	○	移行時特別		イコソノトケノツツミナテ	移行時積立資産	設定なし		
小科目	1410	○	差入保証金		サシルホシヨウキ	差入保証金	設定なし		
小科目	1420	○	長期前払費用		チヨウキマエハライヒヨウ	長期前払費用	設定なし		
小科目	1430	○	その他の固定資産		ソノタノコトイシヤン	その他の固定資産	設定なし		
大科目	2000	○	流動負債		リュウドウウツガイ	流動負債	設定なし		
中科目	2010	○	短期運営資金		タンキョウエンキ	短期運営資金	設定なし		
中科目	2020	○	事業未払金		ジギョウシヨウハラキ	事業未払金	設定なし		
中科目	2030	○	その他の未払金		ソノタノミナハラキ	その他の未払金	設定なし		
中科目	2040	○	支払手形		シハライカダ	支払手形	設定なし		
中科目	2050	○	役員等短期借入金		ヤクインノタンキケカリルキ	役員等短期借入金	設定なし		
中科目	2060	○	1年以内返済予定	設備資金借入金	イネイノイハシヤヨイ	1年以内返済予定	設定なし		
中科目	2070	○	1年以内返済予定	長期運営資金借入金	イネイノイハシヤヨイ	1年以内返済予定	設定なし		
中科目	2080	○	1年以内返済予定	リース債務	イネイノイハシヤヨイ	1年以内返済予定	設定なし		
中科目	2090	○	1年以内返済予定	役員等長期借入金	イネイノイハシヤヨイ	1年以内返済予定	設定なし		
中科目	2100	○	1年以内返済予定	事業区分間長期借入金	イネイノイハシヤヨイ	1年以内返済予定	設定なし		
中科目	2110	○	1年以内返済予定	拠点区分間長期借入金	イネイノイハシヤヨイ	1年以内返済予定	設定なし		
中科目	2115	○	1年以内返済予定	サービス区分間長期借入金	イネイノイハシヤヨイ	1年以内返済予定	設定なし		
中科目	2120	○	1年以内返済予定	長期未払金	イネイノイハシヤヨイ	1年以内返済予定	設定なし		
中科目	2130	○	未払費用		ミハラヒヨウ	未払費用	設定なし		
中科目	2140	○	預り金		マズカリキ	預り金	設定なし		
補助	2140-001	○	所得税		シヨトゼイ	所得税	設定なし		
補助	2140-002	○	健康・厚生・介護		ケンコウセイカゴ	健康・厚生・介護	設定なし		
補助	2140-003	○	雇用保険		コウホケン	雇用保険	設定なし		
補助	2140-004	○	住民税		ジユミンゼイ	住民税	設定なし		
中科目	2150	○	職員預り金		シヨクインズカリキ	職員預り金	設定なし		
中科目	2160	○	前受金		マエウケキ	前受金	設定なし		
中科目	2170	○	前受収益		マエウケソウゴク	前受収益	設定なし		
中科目	2180	○	事業区分間借入金		ジギョウクワブソカンカリル	事業区分間借入金	設定なし		
中科目	2190	○	拠点区分間借入金		キョウソクアブソカンカリル	拠点区分間借入金	設定なし		
中科目	2195	○	サービス区分間		サービスクワブソカン	サービス区分間	設定なし		
中科目	2200	○	仮受金		カリウケキ	仮受金	設定なし		
中科目	2210	○	賞与引当金		シヨウヒキアキ	賞与引当金	設定なし		
中科目	2220	○	その他の流動負債		ソノタノリユウドウツガイ	その他の流動負債	設定なし		
大科目	2300	○	固定負債		コトイワシ	固定負債	設定なし		

科目一覧 (詳細:名称)

属性	コード	使用	科目名称上部	科目名称下部	フリガナ	略称	拡張方法	拡張名称	見出括弧
中科目	2310	○	設備資金借入金	金	セビシキカイレキ	設備資金借入金	設定なし		
中科目	2320	○	長期運営資金借入		チヨウキウンエンシキカイレ	長期運営資金借入	設定なし		
中科目	2330	○	リース債務		リースタイ	リース債務	設定なし		
中科目	2340	○	役員等長期借入金		ヤクイントウチヨウキカイレキ	役員等長期借入金	設定なし		
中科目	2350	○	事業区分間長期	借入金	シギョウクワブシカンチヨウキ	事業区分間長期	設定なし		
中科目	2360	○	拠点区分間長期	借入金	キョウケンクワブシカンチヨウキ	拠点区分間長期	設定なし		
中科目	2365	○	サービス区分間	長期借入金	サビスクワブシカン	サービス区分間	設定なし		
中科目	2370	○	退職給付引当金		タクジョウキョウフヒキアテキ	退職給付引当金	設定なし		
中科目	2380	○	長期未払金		チヨウキハハラキ	長期未払金	設定なし		
中科目	2390	○	長期預り金		チヨウキアズカキ	長期預り金	設定なし		
中科目	2400	○	その他の固定負債		ソノタノコトイフサイ	その他の固定負債	設定なし		
大科目	2500	○	基本金		キホキ	基本金	設定なし		
中科目	2601	○	一号基本金		イゴウキホキ	一号基本金	設定なし		
大科目	2600	○	国庫補助金等	特別積立金	コクホゴキョウノトクハツ	国庫等積立金	設定なし		
大科目	2700	○	その他の積立金		ソノタノタツミタキ	その他の積立金	設定なし		
中科目	2710	○	人件費積立金		ジンケンヒツツミタキ	人件費積立金	設定なし		
中科目	2720	○	修繕積立金		シュゼンツツミタキ	修繕積立金	設定なし		
中科目	2730	○	備品等購入積立金		ヒンモノコウニョウツツミタキ	備品等購入積立金	設定なし		
中科目	2740	○	施設整備等積立金		シセツチンビツツミタキ	施設整備等積立金	設定なし		
中科目	2750	○	減価償却積立金		ケンジョウキヤクツツミタキ	減価償却積立金	設定なし		
中科目	2760	○	保育所・施設設備	整備積立金	セビセバツツミタキ	設備整備積立金	設定なし		
中科目	2770	○	管理費積立金		カニヒツツミタキ	管理費積立金	設定なし		
中科目	2780	○	工賃変動積立金		コウチンヘンドウツツミタキ	工賃変動積立金	設定なし		
中科目	2790	○	設備等整備	積立金	セビトセバ	設備等整備積立金	設定なし		
中科目	2795	○	移行時特別	積立金	イコウシトクベツツミタキ	移行時特別積立金	設定なし		
大科目	2800	○	次期繰越活動増減	差額	ジキリコシカツドウゾウウケ	次期繰越活動差額	設定なし		
中科目	2810	○	次期繰越活動増減	差額	ジキリコシカツドウゾウウケ	次期繰越活動差額	設定なし		
中科目	2820	○	(うち当期活動)	増減差額)	ウチトキカツドウゾウウケン	当期活動増減差額	設定なし		
大科目	3350	○	就労支援事業収益	収益	シュウロウシエンシギョウシュ	就労支援事業収入	設定なし		
中科目	3360	○	菓子製造事業収入	等事業収益	カシゾウシヨウシギョウシュウ	菓子製造事業収入	設定なし		
大科目	3400	○	障害福祉サービス	収益	ショウガイフクシカビス	障害福祉サービス	設定なし		
中科目	3410	○	自立支援給付費	収益	ジリツシエンキョウフヒシヨウニ	自立支援給付費	設定なし		
小科目	3411	○	介護給付費収益	収益	カゴキョウフヒシヨウニョウ	介護給付費収入	設定なし		
小科目	3412	○	特例介護給付費	収益	トクレイカゴキョウフヒシヨウ	特例介護給付費	設定なし		
小科目	3413	○	訓練等給付費収益	収益	クワントウキョウフヒシヨウニョウ	訓練等給付費収入	設定なし		
小科目	3414	○	特例訓練等給付費	収益	トクレイクワンレントウキョウフヒシ	特例訓練等給付費	設定なし		

科目一覧 (詳細: 名称)

属性	コード	使用	科目名称上部	科目名称下部	凡がナ	略称	拡張方法	拡張名称	見出括弧
小科目	3415	○	サービスマス利用計画	作成費収益	サービスマス利用計画	サービスマス利用計画	設定なし		
中科目	3420	○	障害児施設給付費	収益	障害児施設給付費	障害児施設給付費	設定なし		
中科目	3430	○	利用者負担金収益		利用者負担金収入	利用者負担金収入	設定なし		
中科目	3440	○	補足給付費収益	給付費収益	補足給付費収入	補足給付費収入	設定なし		
小科目	3441	○	特定障害者特別	特別給付費収益	特定障害者特別	特定障害者特別	設定なし		
小科目	3442	○	特例特定障害者	食費等給付費収益	特例特定障害者	特例特定障害者	設定なし		
小科目	3443	○	特定入所障害児		特定入所障害児	特定入所障害児	設定なし		
中科目	3450	○	特定費用収益		特定費用収入	特定費用収入	設定なし		
中科目	3460	○	その他の事業収益		その他の事業収入	その他の事業収入	名前の前	(障害)	
小科目	3461	○	補助金事業収益		補助金事業収入	補助金事業収入	名前の前	(障害)	
小科目	3462	○	受託事業収益		受託事業収入	受託事業収入	名前の前	(障害)	
小科目	3463	○	その他の事業収益		その他の事業収入	その他の事業収入	名前の前	(障害)	
中科目	3470	○	(保険等査定減)		(保険等査定減)	(保険等査定減)	名前の前	(障害)	
大科目	3750	○	借入金利息補助金	収益	借入金利息補助金	借入金利息補助金	設定なし		
大科目	3800	○	経常経費寄附金	収益	経常経費寄附金	経常経費寄附金	設定なし		
大科目	3850	○	受取利息配当金	収益	受取利息配当金	受取利息配当金	設定なし		
大科目	3900	○	その他のサービスマス	活動外収益	その他の収入	その他の収入	設定なし		
中科目	3910	○	受入研修費収益	収益	受入研修費収入	受入研修費収入	設定なし		
中科目	3920	○	利用者等外給食費		利用者等外給食費	利用者等外給食費	設定なし		
中科目	3925	○	為替差益		為替差益	為替差益	設定なし		
中科目	3930	○	雑収益		雑収入	雑収入	設定なし		
大科目	3940	○	その他の収益		その他の収益	その他の収益	設定なし		
大科目	4100	○	人件費		人件費支出	人件費支出	設定なし		
中科目	4110	○	役員報酬		役員報酬支出	役員報酬支出	設定なし		
中科目	4120	○	職員給料		職員給料支出	職員給料支出	設定なし		
中科目	4130	○	職員賞与		職員賞与支出	職員賞与支出	設定なし		
中科目	4140	○	賞与引当金繰入		賞与引当金繰入	賞与引当金繰入	設定なし		
中科目	4150	○	非常勤職員給与		非常勤職員給与	非常勤職員給与	設定なし		
中科目	4160	○	派遣職員費		派遣職員費支出	派遣職員費支出	設定なし		
中科目	4170	○	退職給付費		退職給付支出	退職給付支出	設定なし		
中科目	4180	○	法定福利費		法定福利費支出	法定福利費支出	設定なし		
大科目	4200	○	事業費		事業費支出	事業費支出	設定なし		
中科目	4210	○	給食費		給食費支出	給食費支出	設定なし		
中科目	4220	○	介護用品費		介護用品費支出	介護用品費支出	設定なし		
中科目	4230	○	医薬品費		医薬品費支出	医薬品費支出	設定なし		
中科目	4240	○	診療・療養等	材料費	診療・療養等	診療・療養等	設定なし		

科目一覧 (詳細：名称)

属性	コード	使用	科目名称上部	科目名称下部	フリガナ	略称	拡張方法	拡張名称	見出括弧
中科目	4250	○	保健衛生費		ホケンセイカ化シユツ	保健衛生費支出	設定なし		
中科目	4260	○	医療費		イリョウヒシユツ	医療費支出	設定なし		
中科目	4270	○	被服費		ヒフクヒシユツ	被服費支出	設定なし		
中科目	4280	○	教養娯楽費		キョウガクコラクヒシユツ	教養娯楽費支出	設定なし		
中科目	4290	○	日用品費		ニチヨウヒシユツ	日用品費支出	設定なし		
中科目	4300	○	保育材料費		ホイサクイリョウヒシユツ	保育材料費支出	設定なし		
中科目	4310	○	本人支給金		ホンジンシキユキシユツ	本人支給金支出	設定なし		
中科目	4320	○	水道光熱費		スイドクワウネツヒシユツ	水道光熱費支出	名前の前	(事業)	
中科目	4330	○	燃料費		ネンリョウヒシユツ	燃料費支出	名前の前	(事業)	
中科目	4340	○	消耗器具備品費		ショウモクキグ*ヒシユツ	消耗器具備品費支出	名前の前	(事業)	
中科目	4350	○	保険料		ホケンリョウシユツ	保険料支出	名前の前	(事業)	
中科目	4360	○	賃借料		チンシャクリョウシユツ	賃借料支出	名前の前	(事業)	
中科目	4370	○	教育指導費		キョウガクシヅクヒシユツ	教育指導費支出	設定なし		
中科目	4380	○	就職支度費		シュウシヨクシヅクヒシユツ	就職支度費支出	設定なし		
中科目	4390	○	葬祭費		ソウサヒシユツ	葬祭費支出	設定なし		
中科目	4400	○	車輦費		クルマリョウヒシユツ	車輦費支出	設定なし		
中科目	4410	○	管理費返還支出		カンリヒンカンシユツ	管理費返還支出	設定なし		
中科目	4420	○	通所者交通費支出		ヒシユツツウソウコウツカヒ	通所者交通費支出	設定なし		
中科目	4430	○	雑費		ザツシユツ	雑支出	名前の前	(事業)	
大科目	4450	○	事務費		ジムシユツ	事務費支出	設定なし		
中科目	4460	○	福利厚生費		フクリョウセイシユツ	福利厚生費支出	設定なし		
中科目	4470	○	職員被服費		シヨクインヒフクヒシユツ	職員被服費支出	設定なし		
中科目	4480	○	旅費交通費		リョヒコウツウヒシユツ	旅費交通費支出	設定なし		
中科目	4490	○	研修研究費		ケンシユクケンキョウヒシユツ	研修研究費支出	設定なし		
中科目	4500	○	事務消耗品費		ジムシヨウモクヒシユツ	事務消耗品費支出	名前の前	(事務)	
中科目	4510	○	印刷製本費		インサツセイホンヒシユツ	印刷製本費支出	設定なし		
中科目	4520	○	水道光熱費		スイドクワウネツヒシユツ	水道光熱費支出	名前の前	(事務)	
中科目	4530	○	燃料費		ネンリョウヒシユツ	燃料費支出	名前の前	(事務)	
中科目	4540	○	修繕費		シュセウヒシユツ	修繕費支出	設定なし		
中科目	4550	○	通信運搬費		ツウシンワンランヒシユツ	通信運搬費支出	設定なし		
中科目	4560	○	会議費		カイギヒシユツ	会議費支出	名前の前	(事務)	
中科目	4570	○	広報費		コウハクヒシユツ	広報費支出	設定なし		
中科目	4580	○	業務委託費		ギョウムイタクヒシユツ	業務委託費支出	設定なし		
中科目	4590	○	手数料		テスリョウシユツ	手数料支出	設定なし		
中科目	4600	○	保険料		ホケンリョウシユツ	保険料支出	設定なし		
中科目	4610	○	賃借料		チンシャクリョウシユツ	賃借料支出	名前の前	(事務)	

科目一覧 (詳細：名称)

属性	コード	使用	科目名称上部	科目名称下部	フリガナ	略称	拡張方法	拡張名称	見出括弧
中科目	4620	○	土地・建物賃借料		トチモノチンヤクリヨウ	土地・建物賃借料	設定なし		
中科目	4630	○	租税公課		ソノイコウカシユツ	租税公課支出	設定なし		
中科目	4640	○	保守料		ホシヨウウシユツ	保守料支出	設定なし		
中科目	4650	○	渉外費		ショウカクハシユツ	渉外費支出	設定なし		
中科目	4660	○	諸会費		ショウカイシユツ	諸会費支出	設定なし		
中科目	4670	○	器具什器費支出		キョウシヨウキセシユツ	器具什器費支出	設定なし		
中科目	4680	○	雑費		サツシユツ	雑支出	名前の前	(事務)	
大科目	4700	○	就労支援事業費用		シュウロウシエンジキョウシユツ	就労支援事業支出	設定なし		
中科目	4710	○	就労支援事業	販売原価	シュウロウシエンシヨク	就労支援事業	設定なし		
小科目	4711	○	期首製品(商品)	棚卸高	キョクセキシヨク	期首製品(商品)	設定なし		
小科目	4712	○	当期就労支援事業	製造原価	トキシヨウシエンジキョウ	就労支援事業	設定なし		
小科目	4713	○	当期就労支援事業	仕入高	トキシヨウシエンジキョウ	就労支援事業	設定なし		
小科目	4714	○	期末製品(商品)	棚卸高	キョクセキシヨク	期末製品(商品)	設定なし		
大科目	4800	○	利用者負担軽減額		リヨウシヤブタンクケクナク	利用者負担軽減額	設定なし		
大科目	4850	○	減価償却費		ケンカヨウキヤク	減価償却費	設定なし		
大科目	4900	○	国庫補助金等特別	積立金取崩額	コクホゾウキョクトリクハク	国庫補助金等特別	設定なし		
大科目	4950	○	徴収不能額		チョウシュウブナク	徴収不能額	設定なし		
大科目	5000	○	徴収不能引当金	繰入	チョウシュウブナクイダシ	徴収不能引当金	設定なし		
大科目	5050	○	支払利息		シハラリリクシユツ	支払利息支出	設定なし		
大科目	5100	○	その他のサービス	活動外費用	ソノタノシユツ	その他の支出	設定なし		
中科目	5110	○	利用者等外給食費		リヨウシヤブカクイキアテキョク	利用者等外給食費	設定なし		
中科目	5115	○	為替差損		カヒサシ	為替差損	設定なし		
中科目	5120	○	雑損失		サツシユツ	雑支出	設定なし		
大科目	5130	○	その他の費用		ソノタノシユツ	その他の費用	設定なし		
大科目	6000	○	施設整備等補助金	収益	シセツセイビトクジヨク	施設整備等補助金	設定なし		
中科目	6010	○	施設整備等補助金	収益	シセツセイビトクジヨク	施設整備等補助金	設定なし		
中科目	6020	○	設備資金借入金	元金償還補助金収益	セビシケンカリイロケンガン	設備資金借入金	設定なし		
大科目	6100	○	施設整備等寄附金	収益	シセツセイビトクジヨク	施設整備等寄附金	設定なし		
中科目	6110	○	施設整備等寄附金	収益	シセツセイビトクジヨク	施設整備等寄附金	設定なし		
中科目	6120	○	設備資金借入金	元金償還寄附金収益	セビシケンカリイロケンガン	設備資金借入金	設定なし		
大科目	6250	○	固定資産受贈額		コトイサシヨク	固定資産受贈額	設定なし		
中科目	6260	○	器具及び備品受贈		キョウオホビヒシヨク	器具及び備品受贈	設定なし		
大科目	6270	○	固定資産売却益		コトイサシヨク	固定資産売却益	設定なし		
中科目	6275	○	車輛運搬具売却益		シヤリウウンパンノクハク	車輛運搬具売却益	設定なし		
中科目	6280	○	器具及び備品	売却益	キョウオホビヒシヨク	器具及び備品売却	設定なし		
大科目	6300	○	設備資金借入金	収入	セビシケンカリイロケンジュウ	設備資金借入金	設定なし		

科目一覧 (詳細：名称)

属性	コード	使用	科目名称上部	科目名称下部	7桁ナ	略称	拡張方法	拡張名称	見出括弧
大科目	6350	○	固定資産売却収入		コトシヤンバ イキヤクジュエニ	固定資産売却収入	設定なし		
中科目	6351	○	車輜運搬具売却	収入	シャリョウウンパンガ	車輜運搬具売却	設定なし		
中科目	6352	○	器具及び備品売却	収入	キョウオホヒビヒン	器具及び備品売却	設定なし		
中科目	6353	○	構築物売却収入	収入	コウチクブツ	構築物売却収入	設定なし		
中科目	6354	○	機械及び装置売却	収入	キョウオホヒビヒン	機械及び装置売却	設定なし		
中科目	6355	○	建物売却収入	収入	タテモノバ イキヤクジュエニ	建物売却収入	設定なし		
中科目	6357	○	ソフトウェア売却	収入	ソフトウエアバ イキヤクジュエニ	ソフトウェア売却	設定なし		
中科目	6358	○	権利売却収入	売却収入	ケリバ イキヤクジュエニ	権利売却収入	設定なし		
中科目	6359	○	その他の固定資産	売却収入	ソノタノコトイシヤンバ イキヤク	その他の固定資産	設定なし		
大科目	6420	○	事業区分間固定	資産移管収益	シギョウクワブソカンコトイシ	事業区分間固定	設定なし		
大科目	6430	○	拠点区分間固定	資産移管収益	キョウクワブソカンコトイシヤン	拠点区分間固定	設定なし		
大科目	6440	○	サービス区分間	固定資産移管収益	サービスクワブソカン	サービス区分間	設定なし		
大科目	6450	○	基本金組入額		キホンキンミイロク	基本金組入額	設定なし		
大科目	6460	○	資産評価損		シヤヒョウカク	資産評価損	設定なし		
大科目	6470	○	固定資産売却損	・処分損	コトイシヤンバ イキヤクソ	固定資産売却損	設定なし		
中科目	6475	○	建物売却損	・処分損	タテモノバ イキヤクソ	建物売却損	設定なし		
中科目	6480	○	車輜運搬具売却損	・処分損	シャリョウウンパンガ イキヤク	車輜運搬具売却損	設定なし		
中科目	6485	○	器具及び備品売却	損・処分損	キョウオホヒビヒンバ イキヤク	器具及び備品売却	設定なし		
中科目	6490	○	その他の固定資産	売却損・処分損	ソノタノコトイシヤン	その他の固定資産	設定なし		
大科目	6500	○	国庫補助金等特別	積立金取崩額(除去)	コクホコトキョクドクハク	国庫補助金等特別	設定なし		
大科目	6510	○	国庫補助金等特別	積立金積立額	コクホコトキョクドクハク	国庫補助金等特別	設定なし		
大科目	6520	○	災害損失		サハシイリソツ	災害損失	設定なし		
大科目	6550	○	事業区分間固定	資産移管費用	シギョウクワブソカンコトイシ	事業区分間固定	設定なし		
大科目	6560	○	拠点区分間固定	資産移管費用	キョウクワブソカンコトイシヤン	拠点区分間固定	設定なし		
大科目	6565	○	サービス区分間	固定資産移管費用	サービスクワブソカン	サービス区分間	設定なし		
大科目	6570	○	その他の特別損失		ソノタノコトハクソカンソツ	その他の特別損失	設定なし		
大科目	6600	○	予備費支出	(転記用)	ヨビヒンジュツ	予備費支出	計算式 (10)		
大科目	6601	○	予備費支出	残高	ヨビヒンジュツ	予備費支出	計算式 (10)		
大科目	6620	○	前期未支払資金	等による収入	ゼンキマツシハラシヤン	前期未支払資金	計算式 (12)		
大科目	6650	○	その他の施設整備	元金償還支出	ソノタノコトイシヤン	その他の施設整備	設定なし		
大科目	6700	○	設備資金借入金		セツビシヤンカリルケンガン	設備資金借入金	設定なし		
大科目	6750	○	固定資産取得支出		コトイシヤンソツケンジュツ	固定資産取得支出	設定なし		
中科目	6751	○	土地取得支出		トチョウケンジュツ	土地取得支出	設定なし		
中科目	6752	○	建物取得支出		タテモノケンジュツ	建物取得支出	設定なし		
中科目	6753	○	車輜運搬具取得	支出	シャリョウウンパンガ ソツケン	車輜運搬具取得	設定なし		
中科目	6754	○	器具及び備品取得	支出	キョウオホヒビヒンソツケン	器具及び備品取得	設定なし		

科目一覧 (詳細：名称)

属性	コード	使用	科目名称上部	科目名称下部	7桁ナ	略称	拡張方法	拡張名称	見出括弧
中科目	6756	○	構築物取得支出		コガチアツシュトクシユツ	構築物取得支出	設定なし		
中科目	6757	○	機械及び装置取得		キカオホビソウチンクシユツ	機械及び装置取得	設定なし		
中科目	6759	○	ソフトウェア取得		ソフトウェアクシユツ	ソフトウェア取得	設定なし		
中科目	6760	○	権利取得支出		ケンリクシユツ	権利取得支出	設定なし		
中科目	6761	○	その他の固定資産		ソノタコトイサン	その他の固定資産	設定なし		
中科目	6800	○	取得支出		マウマウクシユツ	取得支出	設定なし		
大科目	6850	○	固定資産除却		コテイサンジヨキヤクハキ	固定資産除却	設定なし		
大科目	6900	○	ファイナンス		フアイナンス	ファイナンス	設定なし		
大科目	6950	○	その他の施設整備		ソノタコトイサン	その他の施設整備	設定なし		
大科目	7000	○	長期運営資金借入		チョウキエンエイキカリイキ	長期運営資金借入	設定なし		
大科目	7010	○	長期運営資金借入		チョウキエンエイキカリイキ	長期運営資金借入	設定なし		
大科目	7020	○	長期貸付金回収		チョウキカシツケカイシユツ	長期貸付金回収	設定なし		
大科目	7030	○	投資有価証券売却		トウコウカシヨウカシバク	投資有価証券売却	設定なし		
大科目	7040	○	積立資産取崩収入		ツミダシヤントリク	積立資産取崩収入	設定なし		
中科目	7041	○	退職給付引当資産		タイヨウキョウフイキアツシヤン	退職給付引当資産	設定なし		
中科目	7042	○	長期預り金積立		チョウキヤスカリキツミダテ	長期預り金積立	設定なし		
中科目	7050	○	人件費積立資産		ジンナンヒツミダシヤン	人件費積立資産	設定なし		
中科目	7051	○	修繕積立資産		シュセツツミダシヤン	修繕積立資産	設定なし		
中科目	7052	○	備品等購入		ヒョウモノコウニウ	備品等購入	設定なし		
中科目	7053	○	施設整備等		シセツチヤクシヤン	施設整備取崩	設定なし		
中科目	7054	○	減価償却		ゲンカシヨウキヤクシヤントリク	減価償却取崩	設定なし		
中科目	7055	○	保育所・施設設備		ホイシヨシセツビ	整備取崩	設定なし		
中科目	7056	○	管理費		カンリヒツミダシヤントリク	管理費取崩	設定なし		
中科目	7057	○	工賃変動		コウサハンドウカンシヤントリク	工賃変動取崩	設定なし		
中科目	7058	○	設備等整備		セツビトセツビツミダテ	設備取崩	設定なし		
中科目	7059	○	移行時特別		イコウシトクベツツミダテ	移行時取崩	設定なし		
大科目	7060	○	事業区分間長期		ジギョウクワブカンチョウキ	事業区分間長期	設定なし		
大科目	7070	○	拠点区分間長期		キョウシヤクブカンチョウキカリ	拠点区分間長期	設定なし		
大科目	7075	○	サービス区分間		サビスカフブカン	サービス区分間	設定なし		
大科目	7080	○	事業区分間長期		ジギョウクワブカンチョウキ	事業区分間長期	設定なし		
大科目	7090	○	拠点区分間長期		キョウシヤクブカンチョウキ	拠点区分間長期	設定なし		
大科目	7095	○	サービス区分間		サビスカフブカン	サービス区分間	設定なし		
大科目	7100	○	事業区分間繰入金		ジギョウクワブカンクワリ	事業区分間繰入金	設定なし		
大科目	7110	○	拠点区分間繰入金		キョウシヤクブカンクワリ	拠点区分間繰入金	設定なし		
大科目	7120	○	サービス区分間繰入金		サビスカフブカンクワリ	サービス区分間繰入金	設定なし		
大科目	7130	○	その他の特別収益		ソノタカツトウニョウシユツ	その他の活動に	設定なし		

科目一覧 (詳細：名称)

属性	コード	使用	科目名称上部	科目名称下部	71ガナ	略称	拡張方法	拡張名称	見出括弧
中科目	7135	○	徴収不能引当金	戻入益	チヨクジュウブナクシチキ	徴収不能引当金	設定なし		
大科目	7150	○	長期運営資金	借入金元金償還支出	チヨクキョウエンキョウリレキ	長期運営資金	設定なし		
大科目	7160	○	長期貸付金支出	支出	チヨクカホツケキョウシヨツ	長期貸付金支出	設定なし		
大科目	7170	○	投資有価証券取得	支出	トウコウカウヨウケンシヨクトク	投資有価証券取得	設定なし		
大科目	7180	○	積立資産支出	支出	ツミカタシヨツ	積立資産支出	設定なし		
中科目	7185	○	退職給付引当資産	資産支出	タイヨウキョウフレイキアチヤン	退職給付引当資産	設定なし		
中科目	7190	○	長期預り金積立	積立資産支出	チヨクキヤズカキツミカタシ	長期預り金積立	設定なし		
中科目	7200	○	人件費	積立資産支出	ジヨウヒツミカタシヨツ	人件積立資産支出	設定なし		
中科目	7201	○	修繕	積立資産支出	シユセツミカタシヨツ	修繕	設定なし		
中科目	7202	○	備品等購入	積立資産支出	ヒビョウコウニョウツミカタシヨ	備品購入積立支出	設定なし		
中科目	7203	○	施設整備等	積立資産支出	シセセ化トウツミカタシヨ	施設整備積立支出	設定なし		
中科目	7204	○	減価償却	積立資産支出	ケツカヨウキョウツミカタシ	減価償却積立支出	設定なし		
中科目	7205	○	保育所・施設設備	整備積立資産支出	シセセ化ツミカタシヨツ	施設設備積立支出	設定なし		
中科目	7206	○	管理費	積立資産支出	カウリヒツミカタシヨツ	管理費積立支出	設定なし		
中科目	7207	○	工賃変動	積立資産支出	コウザンバントウツミカタシヨ	工賃変動積立支出	設定なし		
中科目	7208	○	設備等整備	積立資産支出	セビトク化ツミカタシ	設備整備積立支出	設定なし		
中科目	7209	○	移行時特別	積立資産支出	イコウシヨクバツツミカタ	移行時積立支出	設定なし		
大科目	7210	○	事業区分間長期	貸付金支出	ジギョウクアツカウチヨウキ	事業区分間長期	設定なし		
大科目	7220	○	拠点区分間長期	貸付金支出	キョウクアツカウチヨウキ	拠点区分間長期	設定なし		
大科目	7225	○	サービスクラウド	長期貸付金支出	サビスクラウド	サービスクラウド	設定なし		
大科目	7230	○	事業区分間長期	借入金返済支出	ジギョウクアツカウチヨウキ	事業区分間長期	設定なし		
大科目	7240	○	拠点区分間長期	借入金返済支出	キョウクアツカウチヨウキ	拠点区分間長期	設定なし		
大科目	7245	○	サービスクラウド	長期借入金返済支出	サビスクラウド	サービスクラウド	設定なし		
大科目	7250	○	事業区分間繰入金	費用	ジギョウクアツカウチヨウキ	事業区分間繰入金	設定なし		
大科目	7260	○	拠点区分間繰入金	費用	キョウクアツカウチヨウキ	拠点区分間繰入金	設定なし		
大科目	7270	○	サービスクラウド	繰入金費用	サビスクラウド	サービスクラウド	設定なし		
大科目	7280	○	その他の特別損失	繰入金費用	ソノタカツトウキョウ	その他の活動	設定なし		
大科目	7492	○	当期活動収支差額	差額	トウキョウツウシヨウサウカク	当期活動収支差額	計算式	(14) = (10) + (13)	
大科目	7510	○	前期繰越活動増減	差額	ゼンキョウコソウツウソウカク	前期繰越増減差額	計算式	(12)	
大科目	7530	○	基本金取崩額	取崩額	キホソントリクスウカク	基本金取崩額	計算式	(14)	
大科目	7550	○	その他の積立金	取崩額	ソノタツミカタシ	その他の積立取崩	計算式	(15)	
中科目	7560	○	人件費積立金	取崩額	ジヨウヒツミカタシキョウ	人件費積立金取崩	設定なし		
中科目	7570	○	修繕積立金	取崩額	シユセツミカタシキョウ	修繕積立金取崩額	設定なし		
中科目	7580	○	備品等購入積立金	取崩額	ヒビョウコウニョウツミカタ	備品積立金取崩額	設定なし		
中科目	7590	○	施設整備等積立金	取崩額	シセセ化トウツミカタキョ	施設整備積立取崩	設定なし		
中科目	7600	○	減価償却積立金	取崩額	ケツカヨウキョウツミカタシ	減価償却積立取崩	設定なし		

科目一覧 (詳細: 名称)

属性	コード	使用	科目名称上部	科目名称下部	フリガナ	略称	拡張方法	拡張名称	見出括弧
中科目	7610	○	保育所・施設設備	整備積立金取崩額	ゲンヨウキヤクツタテケン	設備整備積立取崩	設定なし		
中科目	7620	○	管理費積立金	取崩額	カンリヒツタテケン/クズシ	管理費積立金取崩	設定なし		
中科目	7630	○	工賃変動積立金	取崩額	コウザンドウツツタテケン	工賃変動積立取崩	設定なし		
中科目	7640	○	設備等整備	積立金取崩額	セツトウセ化ツツタテリ	設備整備積立取崩	設定なし		
中科目	7645	○	移行時特別	積立金取崩額	イコウツクヘツツタテ	設備整備積立取崩	設定なし		
大科目	7650	○	その他の積立金	積立額	ソノタツタテケン	その他の積立金	計算式	(16)	
中科目	7660	○	人件費積立金	積立額	ジンナヒツタテケン/キツミタテ	人件費積立積立額	設定なし		
中科目	7670	○	修繕積立金	積立額	シュセツツタテケン/キツミタテ	修繕積立金積立額	設定なし		
中科目	7680	○	備品等購入	積立金積立額	ヒヒツタテケン/キツミタテ	備品積立金積立額	設定なし		
中科目	7690	○	施設整備等	積立金積立額	セツトウセ化ツツタテケン	施設整備等積立額	設定なし		
中科目	7700	○	減価償却	積立金積立額	セツトウセ化ツツタテケン/ク	減価償却積立額	設定なし		
中科目	7710	○	保育所・施設整備	設備積立金積立額	セ化セツトウセ化ツツタテケン/ク	設備整備積立額	設定なし		
中科目	7720	○	管理費積立金	積立額	カンリヒツタテケン/キツミタテ	管理費積立額	設定なし		
中科目	7730	○	工賃変動積立金	積立額	コウザンドウツツタテケン	工賃変動積立額	設定なし		
中科目	7740	○	設備等整備	積立金積立額	セツトウセ化ツツタテケン	設備等整備積立額	設定なし		
中科目	7750	○	移行時特別	積立金積立額	イコウツクヘツツタテ	移行時特別積立額	設定なし		
大科目	7790	○	次期繰越活動増減	差額	ジキリコソツクツク/ウケ	次期繰越活動増減	計算式	(21) = (16) + (17) - (18) + (19) - (20)	
大科目	9310	○	材料費		ザイリョウ	材料費	名前の前	(製造)	
中科目	9315	○	期首材料棚卸高		キシュバシヨウカクオロシダ	期首材料棚卸高	名前の前	(製造)	
中科目	9320	○	当期材料仕入高		トウキバシヨウシヨウシヨウカ	当期材料仕入高	名前の前	(製造)	
中科目	9325	○	期末材料棚卸高		キマツバシヨウカクオロシダ	期末材料棚卸高	名前の前	(製造)	
大科目	9330	○	労務費		ロウム	労務費	名前の前	(製造)	
中科目	9335	○	利用者賃金		リョウヤチンギン	利用者賃金	名前の前	(製造)	
中科目	9340	○	利用者工賃		リョウヤチンゴウザン	利用者工賃	名前の前	(製造)	
中科目	9345	○	就労支援事業	指導員等給与	シュロウジエンシヨウギョウシ	就労支援事業指導	名前の前	(製造)	
中科目	9350	○	就労支援事業	指導員等賞与引当金	シュロウジエンシヨウギョウシ	就労指導員賞与	名前の前	(製造)	
中科目	9355	○	就労支援事業	指導員等退職給付費用	シュロウジエンシヨウギョウシ	就労退職給付費用	名前の前	(製造)	
中科目	9360	○	法定福利費		ホウテイフクリヒ	法定福利費	名前の前	(製造)	
大科目	9370	○	外注加工費		ガイチュウカコヒ	外注加工費	名前の前	(製造)	
中科目	9375	○	外注加工費		ガイチュウカコヒ	外注加工費	名前の前	(製造)	
中科目	9380	○	内部外注加工費		ナイブガイチュウカコヒ	内部外注加工費	設定なし	(うち内部外注加工費)	
大科目	9400	○	経費		ケヒ	経費	事業収支	(製造)	
中科目	9405	○	福利厚生費		フクヨウセ化	福利厚生費	名前の前	(製造)	
中科目	9410	○	旅費交通費		リョコウツツヒ	旅費交通費	名前の前	(製造)	
中科目	9415	○	器具什器費		キクシヨウキ	器具什器費	名前の前	(製造)	
中科目	9420	○	消耗品費		ショウホヒン	消耗品費	名前の前	(製造)	

科目一覧 (詳細：名称)

属性	コード	使用	科目名称上部	科目名称下部	フリガナ	略称	拡張方法	拡張名称	見出括弧
中科目	9425	○	材料費		ザリョウ	材料費	名前の前	(製造)	
中科目	9430	○	水道光熱費		スイドウコウネヒ	水道光熱費	名前の前	(製造)	
中科目	9435	○	燃料費		ネンリョウ	燃料費	名前の前	(製造)	
中科目	9440	○	修繕費		シュゼンヒ	修繕費	名前の前	(製造)	
中科目	9445	○	通信運搬費		ツウシンウンバンヒ	通信運搬費	名前の前	(製造)	
中科目	9450	○	業務委託費		キョウムタイク	業務委託費	名前の前	(製造)	
中科目	9455	○	会議費		カイギヒ	会議費	名前の前	(製造)	
中科目	9460	○	損害保険料		ソウガクヘンリョウ	損害保険料	名前の前	(製造)	
中科目	9465	○	借借料		チンジャクリョウ	借借料	名前の前	(製造)	
中科目	9470	○	手数料		テスクリョウ	手数料	名前の前	(製造)	
中科目	9475	○	租税公課		ゾセイコウカ	租税公課	名前の前	(製造)	
中科目	9480	○	減価償却費		ゲンカヨウキヤク	減価償却費	名前の前	(製造)	
中科目	9485	○	国庫補助金等特別	積立金取崩額	コクコゾウキョクホトクバツ	国庫補助金等特別	補足用	(控除項目)	
中科目	9490	○	徴収不能引当金	繰入額	チョウシュウフナヒキアテキン	徴収不能引当金	名前の前	(製造)	
中科目	9495	○	徴収不能額		チョウシュウフナヒカク	徴収不能額	名前の前	(製造)	
中科目	9500	○	雑費		ザツ	雑費	名前の前	(製造)	
大科目	9510	○	期首仕掛品	棚卸高	キシュウカカリヒンカク	期首仕掛品	設定なし		
大科目	9520	○	期末仕掛品	棚卸高	キマツカカリヒンカク	期末仕掛品	設定なし		
大科目	9991	○	支払資金		シラヒキン	支払資金	設定なし		
大科目	9992	○	退職給付引当金	(転記用)	タイシヨクキョウフヒキアテキン	退職給付引当金	設定なし		
大科目	9999	○	諸口		ショウコ	諸口	設定なし		